

福祉タクシー、はり・きゅう等施術費利用券助成申請の受付を始めます

平成28年4月以降、「福祉タクシー」および「はり・きゅう等施術費」の助成制度を利用される場合は手続きが必要となります。

4月以降も引き続き利用希望される方、また、これから利用しようとする方は、利用申請書を提出してください。(現在ご使用中の福祉タクシー券、はり・きゅう等施術料金割引証は4月以降ご利用ができません。)

福祉タクシー利用の助成

高齢者または障害者の社会参加の促進や通院等に利用していただき、健康の増進を図ることを目的に、町内タクシーの利用料の一部(基本料金)を助成する制度です。

■利用対象者

身体障害者手帳1～4級、療育手帳A・B、精神障害者保健福祉手帳1～3級をお持ちの方および満80歳以上の方

■交付枚数

人工透析患者：年間48枚
身体障害者等：年間24枚
満80歳以上：年間12枚

■内容

町内のタクシー業者を利用した場合に限り、基本料金を助成します。

■有効期限

4月1日(金)～平成29年3月31日(金)

■申請手続き

- 場所 各総合支所窓口・出張所・福祉課(たちばなケアプラザ内)
- 持参するもの
 - ・身体障害者手帳
 - ・療育手帳
 - ・精神障害者保健福祉手帳
 - ・印鑑

はり・きゅう等施術費の助成

老後の生活と心身の安定を図り、健康の増進に寄与することを目的に、あん摩・マッサージ・指圧・はり・きゅうの施術費の一部を助成する制度です。

■利用対象者

満65歳以上の方

■交付枚数

最大で年間48枚(1カ月4枚)

■内容

町の指定する施術所で、はり・きゅう等の施術を行った場合に、1回につき、1術の場合に700円、併術の場合に800円を助成します。

■有効期限

4月1日(金)～平成29年3月31日(金)

■申請手続き

○場所 各総合支所窓口・出張所・福祉課(たちばなケアプラザ内)

○持参するもの 印鑑

◎4月からご利用になりたい方は平成28年3月9日(水)までに申請してください。

■問い合わせ

福祉課
☎0820(77)5505

お済みになりましたか

軽自動車などの廃車や名義変更は4月1日までに

軽自動車税は4月1日現在の所有者に課税されます。4月1日までに廃車された方は平成28年度の軽自動車税は課税されません。

軽自動車などを売ったり、譲ったり、廃棄された方は必ず所定の手続きをしてください。また、転出や転入をした方も早めに住所変更手続きを済ませてください。

軽自動車などについての各種手続きは、販売店または所定の窓口へお願いします。

なお、各種町税の納付には便利な口座振替をご利用ください。

種別	窓口
原動機付自転車(125cc以下) 小型特殊自動車	周防大島町役場 各総合支所・出張所
軽自動車2輪 (125cc超～250cc以下)	全国軽自動車協会連合会山口事務所 ☎083(922)8877
2輪の小型自動車(250cc超)	山口運輸支局 ☎050(5540)2073
3輪・4輪軽自動車	軽自動車検査協会山口事務所(コールセンター) ☎050(3816)3085

◆問い合わせ

税務課 ☎0820(74)1008